

JETRO

特許庁委託事業

模倣対策マニュアル

ブラジル 編

2011年3月



置に対する独占的権利が、付与され（集積回路法第 28 条第 2 項）、奨学金の受給者、研修生及び同様の労働者に対して適用されるものと同じ規則の適用を受ける。

法律で保護される権利は、(i) ブラジルに居住するブラジル国民及び外国人、並びに、(ii) ブラジル国民に同一又は同等の利益を及ぼす国に居住する個人に対して保障される（集積回路法第 24 条）。

海外に居住する個人は、司法及び行政面において代理する権限を有し、令状の送達を受けることができ、かつ、正式な資格を有しブラジルに居住する委任状による代理人を選任し、維持しなければならない（集積回路法第 56 条）。

法律が定める行為は、当事者、又は領事認証が必要とされることのない宣誓翻訳者により翻訳された委任状及び正式な資格を有する委任状による代理人によって行われなければならない（集積回路法第 55 条第 1 項）。

6.4. 植物品種に関する権利

6.4.1. 準拠法

産業財産法は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性の 3 つの特許要件を満たしており単なる発見に含まれない遺伝子組換え微生物を除いて、生物の全部又は一部に対する特許の付与を明示的に禁じている（第 18 条）。

植物品種の保護は、4 月 25 日付の法律第 9456 号（植物品種法）によって保障されており、1997 年 11 月 5 日付の連邦政令第 2366 号によって規制されている。

6.4.2. 定義及び内容

植物品種保護局－SNPC－は農業・供給省内に設置され、植物品種を保護する責任を有する（植物品種法第 45 条）。

植物品種の知的財産権に対する保護は、植物品種保護証明書の付与により効力を生じ、あらゆる合法的な目的のために、ブラジルにおける植物品種権の保護の単一の形式を構成し、植物の無断使用、その一部の複製、又は植物の増殖を防止するための動産（chattel）とみなされる（植物品種法第 2 条）。

新規の植物品種、あるいはあらゆる植物の種類に本質的に由来する植物品種も保護の対象となる（植物品種法第 4 条）。保護出願日前に既に販売に供されていた植物品種も、次の要件が全て満たされることを条件に、保護の対象となる。(i) 保護のための出願は、当該植物品種が発表されてから 12 ヶ月以内になされる必要があり、当該出願には、担当官庁による公開に必要とされる最小限の記述が必要となる。(ii) 植物品種の最初の商品化は出願前 10 年以内であること。(iii) 保護は、保護されている植物品種に本質的に由来する品種の生産のために植物品種を使用する目的にのみ影響を生じるものであること。(iv) 保護が、最初の商品化の日を考慮に入れ、第 11 条に基づき、残存期間に付与されること（植物品種法第 4 条第 1 項）。

植物品種の保護は、繁殖又は植物全体の増殖の材料に及び（植物品種法第 8 条）、権利の存続期間中、権利所有者にブラジル領域内において商業的繁殖を行う権利を付与し、かつ、第三者がその同意なく商業目的で植物種を生産、販売、又は商業化することを禁ずる（植物品種法第 9 条）。

6.4.3. 保護ための出願

保護の出願は植物品種を開発した個人若しくは法人、あるいは、委任代理人によって、担当官庁に、署名した上で提出されなければならない。海外に居住する個人又は法人が開発した植物品種のブラジルにおける保護は、ブラジルに居住する委任代理人によって出願されなければならない（植物品種法第 13 条及び補項）。

出願は 1 つの植物品種のみに関するものでなければならず、且つ、以下の事項を記載しなければならない。

- (i) 植物品種
- (ii) 植物品種の名称
- (iii) 遺伝的起源
- (iv) 必要な記述事項をすべて含む明細書
- (v) 必要な場合には、管轄の官庁の自由に使用できる現物の存在の証明及びその検査場所の証明をする申告書
- (vi) 出願人及び育成者の氏名及び住所
- (vii) 国内及び海外の植物品種の場合、DHS 特性に関する証拠
- (viii) 品種の特徴、均一性及び安定性を示す他の記述事項の説明、又は出願人が独自の点検又は管轄の官庁が義務付ける点検と共に検査を実施したことの証明
- (ix) 保護出願の手数料を支払った証明
- (x) ブラジル国内又は海外における植物品種の商業化を証明する申告書
- (xi) 他国における保護若しくは保護出願の存在、又は保護出願のされた植物品種に関する優先権の主張の申告書
- (xii) 出願の対象を特定することのできる要約

（植物品種法第 14 条）

保護出願はその出願日から 60 暦日以内に公開、かつ、出願人に通知され、当該保護出願に対する異議申立が認められる 90 日の期間は、当該公開日から開始する（植物品種法第 16 条）。

必要とみなされる追加の要件を課すことは可能であり、通知から 60 日以内に当該要件が満たされない場合、あるいは応答がない限り、出願は取下げられたものとされ、行政上の手続は終了する（植物品種法第 18 条第 4 項及び第 5 項）。

当該（追加の）要件に対する応答が却下された場合にも同様に、出願は取下げられたものとされる（植物品種法第 18 条第 6 項）。

出願の実体審査後、保護の付与査定又は拒絶査定の決定が行われる。拒絶査定に対しては公表から 60 日以内に不服申立てをすることができる（植物品種法第 18 条第 7 項）。当該不服申立てに関する判断は、60 日以内に下されなければならない（植物品種法第 18 条第 8 項）。

保護の付与された出願は公告され、仮保護証明書が発行され、権利所有者に植物種を商業的に利用する権利が付与される（植物品種法第 19 条）。

ブラジルにおいて既に販売されている植物品種で、その出願が第 4 条第 1 項 I 号に定める期間内に行われていないものは、自動的に公知のものとなみなされる（植物品種法第 52 条）。

6.4.4. 保護期間

保護期間が 18 年間である、各根茎を含むブドウの木、果物、森林樹及び鑑賞用樹木を除き、植物品種の保護は、仮保護証明書の付与日から 15 年間有効である（植物品種法第 11 条）。

保護期間が満了した後、当該植物品種は公知のものとなり、いかなる権利もその自由使用を妨げない（植物品種法第 12 条）。

6.4.5. 優先権

ブラジルと協定を締結している国、又はブラジルが加盟国である国際機関で、当該出願が国内出願の効力を生ずるものにおいて、出願をした個人又は法人は、最大 12 ヶ月間に及ぶ優先権を保証される（植物品種法第 27 条）。

6.4.6. 強制ライセンス

適法に保護される植物品種は強制ライセンスの対象となり、次のことが保証される。
(i) （当該植物品種の）安定供給が保護権者によって不当に妨げられている場合に、当該植物品種を市場において適正な価格で入手可能とすること、(ii) 植物品種の正規流通及び品質の維持、(iii) 植物品種の保護権の所有者に対する適正な対価の供与（植物品種法第 28 条）。

強制ライセンスは、正当な当事者の要求により、保護権者による承認の有無に関わらず、植物種の利用を 3 年間認める、管轄の公的機関が行う行為である。3 年の期間は、例外なく且つ対価の支払により、関連法令で定められる同一の期間につき延長することができる（植物品種法第 29 条）。

しかしながら、経済力の濫用の場合を除き、強制ライセンスは、仮保護証明書の付与後 3 年を経過しないと請求することができない（植物品種法第 35 条）。

6.4.7. 限定的な公共利用

植物品種の使用が専ら公益に適う場合、農業政策の必要を満たす場合、国家の非常事態の場合、経済力の濫用の場合、その他の極度の緊急事態の場合、若しくは非営利

的な公然実施の場合、関係機関の専門的意見に基づき、農業供給相の職権により、当該植物品種の限定的な公共の使用が宣言される（植物品種法第 36 条）。

6.4.8. 保護を受けるための請求適格

ブラジル国内で新たな植物品種又は植物の従属品種を開発した個人又は法人は、法律に基づく保護を受ける権利を有する（植物品種法第 5 条）。

保護は、必要な書類の提出を条件に、植物品種を開発した個人若しくは法人、その相続人、承継人又は譲受人が請求することができる（植物品種法第 5 条第 1 項）。

植物品種が 2 名以上の者によって共同で開発された場合、出願は権利の保護のために各協力者を指名及び特定し、個人又は共同で行うことができる（植物品種法第 5 条第 2 項）。

使用者又は役務受益者は、雇用契約若しくは役務提供契約の存続期間中、又はブラジルにおける研究活動を目的とする、契約の職務、義務又は履行の結果である他の労働行為により、従業者又は役務提供者が開発又は取得した新規の植物品種又は保護されている品種に本質的に由来する品種に対する独占的排他権が付与される（植物品種法第 38 条）。

別段の合意がある場合を除き、当該契約の終了から 36 ヶ月以内に従業者又は役務提供者により保護証明書の請求がされた場合、新たな植物品種又は保護されている品種に本質的に由来する品種は、雇用契約若しくは役務提供契約の存続期間中又は他の労働行為の間に取得されたものとみなす（植物品種法第 38 条第 2 項）。出願がこの期間の後に行われ、かつ、植物種が使用者又は役務受益者に属する資源、資産、手段、資材、施設又は設備を利用して取得された場合、保護は両当事者に付与される（植物品種法第 39 条）。

植物品種法の規定は、海外に端を発し、ブラジルにおいて行われた請求で、ブラジルにおいて効力を有する条約に基づく保護を受ける権利を有する者、ブラジル人及びブラジルに居住するものに権利の互惠を及ぼす国の国民又は居住者により行われたものに適用される（植物品種法第 6 条）（編者注：ブラジルは UPOV に加盟している。）

海外に居住する者は、出願日から保護の存続期間中、代理権を有し、行政機関からの通知を受け、令状の送達を受ける権利、かつ正式な資格を有し、ブラジルに居住する委任代理人を選任しなければならない、選任しなかった場合、保護権は消滅する（植物品種法第 50 条）。

委任状は、SNPC に保護を出願し維持する権限を（代理人に）付与し、それは各場合において固別のものでなければならない。本人によらない出願には必要な権限を付与する委任状が添付されなければならない、海外で作成される場合には、宣誓翻訳者によって翻訳されなければならない（植物品種法第 50 条第 1 項及び第 2 項）。

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル ブラジル編

[著者]

Ana Saito da Costa

Karina Hata

Mário Massanori Iwamizu

LAUTENSCHLEGER, ROMEIRO e IWAMIZU Advogados

[発行]

日本貿易振興機構 在外企業支援・知的財産部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2011年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2011年1月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。